

がん検診で“慢性胃炎”と診断された方へ

今回は“慢性胃炎”という結果が届きましたが…？



これまで、慢性胃炎を認めても、がんや潰瘍などの所見を認めなかった受診者の方には、“異常なし”と通知していました。令和3年度より、島根県環境保健公社が行う胃がん検診では、胃X線検査にて慢性胃炎の所見を認めた場合には“慢性胃炎”と通知することとしました。したがって、“慢性胃炎”と通知が届いたとしても“精密検査が必要ではありません”ので、慌てて病院に行く必要はありません。

どうして“慢性胃炎”を通知するようになったのですか？



“慢性胃炎があり”とされた方は、ピロリ菌感染の可能性(治療後も含みます)があります。ピロリ菌感染は胃がんの確実なリスク因子であり、ピロリ菌感染がある方は胃がんにかかるリスクがあり、ピロリ菌未感染で胃炎のない方では胃がん発生は極めて稀であることがわかっています。したがって、“慢性胃炎あり”と通知された方は、胃がん発生のリスクがあることとなります。慢性胃炎のある方には、毎年必ず胃の検査を受けて胃がんの早期発見・早期治療に努めてほしいので“慢性胃炎あり”と通知することとしました。ただし、ピロリ菌感染がある方が必ず胃がんにかかるわけではなく、ピロリ菌感染があるヒトから胃がんが発生する割合は年間0.4%程度とされています。



“慢性胃炎”といわれても症状がありませんが…？



ピロリ菌に感染していて慢性胃炎があっても大多数の方は無症状です。“慢性胃炎”と通知が届いたとしても、症状がなければ慌てて病院に行って治療する必要はありません。まれに、胃の痛み、胃もたれ、食欲不振、胸やけや吐き気などの症状がみられることもあります。心配な方は医療機関で内視鏡検査を受けてください。

除菌治療を受けるにはどうしたらいいですか？



現在、ピロリ菌の除菌治療が保険診療でできるようになっています。

保険診療の場合は内視鏡検査とピロリ菌感染検査が必要です。

除菌治療を受けたら成功したかどうか必ず判定してください。

判定は除菌薬の内服終了後4週間以上あけて行います。除菌治療中には下痢や味覚障害、出血性腸炎といった副作用がおこる場合があります、除菌後には逆流性食道炎の増加などがあります。



除菌治療を受けた後は胃がん検診を受けなくてもよいですか？



ピロリ菌の除菌に成功すると、胃がんの発生リスクを60~70%に抑制する効果があるといわれていますが、除菌しても胃がんはゼロにはなりません。

したがって、除菌に成功した後も定期的に医療機関で検査を受ける、もしくは、毎年胃がん検診を受けることが重要です。